

本書刊行後に出された重要判決等の情報を中心に、以下のとおり補訂いたします。

---

■126頁本文7行目～8行目を以下のとおり変更する。

通常の民事訴訟では当事者能力が認められないが、行政訴訟においては、例外的に当事者能力と当事者適格とが認められる（行訴11Ⅱ・38，特許179，海難審判45参照）。

■408頁注301末尾に以下を加える。

しかし、最決令和3・3・18裁判所ウェブサイトは、電気通信事業従事者の証言拒絶権について新たな判例法理を示した。当該事案は、証拠保全手続における電気通信事業者に対する検証物提示命令にかかるものであるが、その基礎となる電気通信事業従事者の証言拒絶権について、本決定は、197条1項2号の類推適用として証言拒絶権を認めている。本決定は、法令上の守秘義務（電気通信事業法4Ⅰ・Ⅱ）を根拠として、電気通信事業従事者への197条1項2号の類推適用を認めた原審の判断を是認した点、同号にいう「黙秘すべきもの」の意義について、最決平成16・11・26民集58巻8号2393頁（本書406頁注300参照）の法理を適用し、同条1項3号の解釈についての判例法理である利益考量（本書410頁注305）に言及せず、送信者情報が客観的にみて保護に値する利益にあたるとして、電気通信事業従事者にいわば絶対的な証言拒絶権を認めている点が注目される。

社会的関心が高まっている送信者情報にかかるという事案の特質のみならず、197条1項2号に掲げる各種職業従事者またはその職にあった者（判旨にいう法定専門職従事者等）以外の職業従事者またはその職にあった者について法令上の守秘義務を根拠として類推適用を認め、かつ、送信者の行為の態様や影響などとの利益考量を経ることなく証言拒絶権を認めた点で大きな影響力を持つ判例である。

■以上，2021年4月5日追加■

■誤りを以下のとおり改める。

・130頁注29) 5行目

- 誤：民執 174 I 本文 → 正：民執 177 I 本文
- ・ 406 頁注 300) 11 行目
  - 誤：秋山ほかIV400 頁 → 正：秋山ほかIV425 頁
- ・ 418 頁注 325)
  - 誤：刑事訴訟法 157 条の 2 ないし 157 条の 4
  - 正：刑事訴訟法 157 条の 4 ないし 157 条の 6
- ・ 419 頁注 327) 1 行目
  - 誤：刑事訴訟法 157 条の 3 第 1 項但書 → 正：刑事訴訟法 157 条の 5 第 1 項但書
- ・ 539 頁注 140) 1 行目
  - 誤：民執 174 I → 正：民執 177 I
- ・ 595 頁本文 14 行目
  - 誤：訴訟告知（非訟 88 II） → 正：訴訟告知（平成 29 年改正前非訟 88 II）
- ・ 621 頁本文 14 行目
  - 誤：民執 174 → 正：民執 177
- ・ 621 頁注 306) 2 行目
  - 誤：民事執行法 174 条 → 正：民事執行法 177 条
- ・ 718 頁本文下から 13 行目
  - 誤：商 811 II → 正：803 II

■以上, 2021 年 2 月 24 日追加■

■142 頁注 57 末尾に以下を加える。

法人の代表者についても同様であり（37。本書 150 頁），地方公営企業に関する訴えについて地方公共団体の代表者を誤り，補正命令（137 I）に応じなかった原告の訴えを不適法として却下した判断を是認した最判令和 3・1・22 裁判所ウェブサイトがある。なお，訴訟代理権の存否は職権調査事項であり（最判昭和 47・9・1（注 49）参照），法人代表者の代表権も同様である（最判昭和 42・9・19 裁判集民事 88 号 445 頁参照）。

■625 頁注 313 の 3 段落目を以下のとおりとする。

- ・ 1 行目「損害賠償の一部として」の前に「不法行為にもとづく」を入れる。
- ・ 3 行目「議論の歴史を……」の前に以下を加える。

ただし、最判令和 3・1・22 裁判所ウェブサイトは、債務不履行にもとづく損害賠償として弁護士費用を請求することはできないと判示している。これは、侵害された権利利益の回復を目的とする不法行為上の損害賠償と、契約にもとづく義務に起因する債務不履行上の損害賠償との違いを重視したものであるが、背景には、わが国が弁護士強制主義（本書 153 頁）をとらず、訴訟追行を弁護士に委ねるかどうかを当事者の選択に任せており、債務不履行にもとづく損害賠償として弁護士費用の請求までを認めることは、この法制と調和しないとの判断があると思われる。

もっとも、同じく債務不履行にもとづく損害賠償請求ではあるが、最判平成 24・2・24 判タ 1368 号 63 頁は、それが安全配慮義務違反にもとづくものであり、当事者である労働者の主張立証の負担が不法行為の場合とほとんど変わるところがないとして、相当と認められる範囲の弁護士費用を損害として請求することを認めている。したがって、判例法理は、不法行為と債務不履行という判断枠組を固定するのではなく、損害賠償請求権発生の根拠となる事実の特質や当事者本人の訴訟追行の負担などを考慮して、損害としての弁護士費用請求の可否を事案の特質に応じて柔軟に判断するものと評価できる。※この後を改行※

#### ■事項索引につき、以下を追加・修正する。

- ・ 826 頁た行 8 行目に「対世効……………601」を追加する。
- ・ 821 頁右段「証言録取書 (d<sub>i</sub>position)」は「証言録取書 (deposition)」の誤りであるので修正する。

■以上、2021 年 2 月 1 日追加■

#### ■178 頁注 14 の「なお、この判例法理を…」で始まる段落を削除し、以下のものに置き換える。

しかし、最大判令和 2・11・25 裁判所ウェブサイトは、上記の最大判昭和 35・10・19 を変更し、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰処分は、議会の自律的権能にもとづく裁量的判断であるものの、議員の職務遂行に与える重大な影響を前提とすれば、司法審査の対象になり、法律上の争訟にあたりと判示した。本件では、懲罰処分にとまなう議員報酬の減額分の支払いも請求されているが、上記判示においては、あえてその点に言及していないことに

注意すべきである。出席停止処分が議員報酬の減額につながるような場合には、処分の適否が一般市民法秩序と直接の関係を有するものとして、司法審査の対象となるとする裁判例(仙台高判平成30・8・29判時2395号42頁)があったが、それよりも広く司法審査の対象となることを認める趣旨と理解される。ただし、司法審査の対象となるとしても、懲戒処分が違法とされるかどうかの判断については、議会の自律性が考慮されよう。宇賀克也裁判官の補足意見および最判平成31・2・14民集73巻2号123頁参照。

■以上, 2021年1月22日追加■